「第８期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画（素案）」について

本案件について市民の皆さまのご意見を募集します。

パブリックコメントの募集期間

令和８年１１月２７日（金）～ 令和９年１月５日（火）

策定の趣旨（策定の背景、計画の位置づけなど）

本計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するもので、令和8年度末に「第7期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画」の計画期間が終了することに伴い、令和9年度から令和11年度までの3年間を計画期間とする「第8期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画」を策定します。

案件の概要（本市の目指す将来像、基本方針）

「お互いの理解と助け合いのもとだれもが自分らしく生きがいのある暮らしを実現できるまち」を本市の目指す将来像に掲げ、「理解と配慮を基盤とした地域共生社会の推進」「必要な支援につながる環境の整備」「地域での暮らしの基盤強化」「包括的な支援体制の強化」「自分らしく活躍できる機会の充実」の５つの基本方針に紐づき１２の施策の方向性を設定し、その施策の方向性に沿い「課題を踏まえた上での施策の展開」を設定しています。

意見聴取のポイント（特に意見を聞きたい項目、改正点など）

本計画では第７期計画より目指す将来像は継承しつつ、支援内容や施策間の関係性がより分かりやすくなるよう、６つあった基本方針を５つに再編しています。基本方針・施策の方向性や、基本方針ごとに実施する主な事業について、皆さまのご意見をお聞かせください。

お問い合わせ：福祉部障がい福祉課障がい福祉推進担当

電話：0467-81-7159（直通）

茅 ヶ 崎 市